1ページ

品川区

成年後見制度普及啓発パンフレット

生活の中で

このような困りごとはありませんか？

いままでやっていた書類の手続きが　複雑に感じるようになってきた

お金の管理が自分ひとりでできなくなってきた

将来に不安のある家族がいる

成年後見制度であなたの困りごとをサポートできます。

成年後見制度を利用すると、後見人がこんなサポートをしてくれます。

通帳の管理や支払いのお手伝い

医療や福祉サービスの契約

定期的な訪問や見守り

2ページ

成年後見制度とは

安心して　自分らしく暮せるよう、後見人が認知症・知的障害・精神障害などの方々の生活や財産を守り、契約を代わりに行うなど、法的に様々な支援を行う制度です。　成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の２つの種類があります。

１つ目

将来の不安に備えるための

任意後見制度［任意後見契約］

2つ目

すでに判断能力が不十分な人向けの

法定後見制度は　補助　保佐　後見の類型があります。

成年後見制度の利用の流れ

1　申し込みの準備をします。（申し立て書類の作成）

2　家庭裁判所に申し込みます。（申し立て）

3　後見人の決定後 、支援が開始されます。

4　亡くなられた場合などに支援が終了します。

品川区社会福祉協議会　品川成年後見センターでは

成年後見の制度や手続きについてわかりやすくご説明しています。

お気軽にご相談ください。

3ページ

成年後見制度に関するQ&A

質問　1

だれが後見人になるの？

回答

親族や市民後見人、専門職です。

本人にとって身近な支援者である親族だけでなく、

専門的な講座を受けた市民後見人や、

福祉や法律の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士など）が後見人の候補としてあげられます。

本人の気持ちや身体の状態、生活状況に合った支援を行う人を家庭裁判所が決定します。

質問　2

後見活動はいつまで続くの？

回答

成年後見制度は、ほとんどの場合が一度始めると、ご本人がお亡くなりになるまで続きます。判断する能力が回復した場合は終了します。

質問　3

不正が行われないか心配です

回答

家庭裁判所が定期的に書類のチェックなどを行います。　また、後見人とは別に、正しい支援が行われているか後見人の活動を確認する監督人がつく場合もあります。

質問　4

成年後見制度を利用するには費用はかかるの？

回答

申し込み（申し立て）の時に１万円程度、利用開始後に後見人への報酬としてげつがく１～２万円程度かかります。　また、監督人がつく場合は、監督人への報酬も発生します。

※なお、本パンフレットでは成年後見人、保佐人、補助人を　後見人と記載しています。

4ページ

自分の将来を自分で決める

任意後見制度とは

任意後見制度は、十分な判断能力があるうちに、あらかじめ選んだ人に、代わりにしてもらいたいことを　契約で決めておく制度です。

成年後見制度に関する相談先

品川区　社会福祉協議会　品川成年後見センター

〒140-0014　品川区大井1-14-1　大井1丁目共同ビル 2階

電話　03-5718-7174　（直通）

FAX　03-6429-7600

発行ねんげつ：2021（令和3）年10月

発行：品川区　福祉部　福祉計画課

〒140-8715　品川区広町2-1-36

電話　03-5742-6914

FAX　03-5742-6797